

令和2年第3回国分寺市農業委員会総会議事録

令和2年3月19日(木)午前9時30分

第3回国分寺市農業委員会総会を国分寺市役所書庫棟会議室に召集する。

出席委員 (15名)	1番 田中 豊	2番 関口 竹人	3番 佐藤 弘	4番 内藤 孝雄
欠席委員 (0名)	5番 鈴木 一雄	6番 神山 弘幸	7番 尾又 守	8番 濱野 周泰
	9番 金谷 こずえ	10番 真藤 秀夫	11番 田倉 隆行	12番 本橋 裕司
	13番 池谷 喜市	14番 本多 章雄	15番 小柳 良江	
事務局 出席職員	事務局係長 榎本 紘幸 係 園田 智也			

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 特定都市農地貸付けの承認申請について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の
交付について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

日程第5 協議事項

協議第1号 令和2年度農業委員会活動計画について

日程第6 報告事項

報告第1号 令和2年度市民農業大学講師の派遣について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

日程第7 その他

議長（田中 豊）は令和2年第3回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

11番 田倉委員 12番 本橋委員

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

以下の会議等に各委員が出席した。

2/20 東京都農業委員会・農業者大会及び受賞祝賀会

2/26 うど品評会

3/18 認定農業者審査会

以下については、新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止となった。

3/3 3団体共催ふれあい視察見学会

3/12 支部長・支部役員合同研修会・懇親会

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 特定都市農地貸付けの承認申請について

議長は、議案第1号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木会長職務代理に現地調査報告を求めた。

鈴木職務代理 議案第1号1番について、3月11日に田中会長、本多委員、小柳委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は現在、4月下旬の市民農園開設に向け、ハナミズキの伐根作業が行われていた。市民農園利用者の農園への導線や設置される設備等についても聞き取りを行った。当該農地の現地調査結果については、開設にあたり特に支障はないと判断できると考える。

議長 市内においては、初めての案件であるため、ご質問等お願いしたい。

鈴木職務代理 特定都市農地貸付けは市内で初めての事例であるが、開設者である会社については、従前より他の地域で開設している。そこで問題等は生じているか。

事務局 以前、視察した練馬区や他の自治体からの情報提供でも現状、トラブルは聞いていない。株式会社のため当然利益を追求するわけで、契約期間は3年となっているが、区画が埋まらない場合にどういう事態が発生するかということについては、慎重に経過を見ていく必要があると考える。

内藤委員 開設にあたり、これだけの面積がどうしても必要なのか。

議長 開設者としては、この面積くらいないと収支がプラスに転化できないということではないか。空き区画ができないような経営を望む他ない。

鈴木職務代理 地区担当委員であるため、時々状況について見回りをしたいと思う。

議長 公図上、真ん中に道とあるのは赤道であり、開設者の説明では赤道からは余裕をもって区画を設置するとのことであった。

内藤委員 市民の方に開設にあたり、説明会など周知はしたのか。近所の方は急に市民農園が開設されたと聞くと戸惑う。

鈴木職務代理 地主さんは開設にあたり、近所の方に挨拶を行ったと聞いている。

金谷委員 契約期間の3年間で終了したら、その契約は継続されるのか、それとも元に戻るのか決まっているのか、経過を見ながらとなるのか。

事務局 契約書においては、契約満了期間の1年前までに、どちらか一方から更新しない旨の通知がないときは、期間満了の翌日から1年間更新

され、以降同様とすることになっている。

尾又委員 契約内容の中で、契約が終了したときに開設者は原状回復義務を負っているのか。

事務局 契約書において、契約の終了時には、開設者が設置したものを撤去し、原状に復すると明記されている。

鈴木職務代理 水道等の設備は地主さんが設置すると聞いている。

事務局 設備投資に関しては地権者が支払い、資産として所有するのは開設者となる。原状回復する際には設備については原状に復ことになる。

本橋委員 事務局へ提出された書類上、何ら問題ないか。

事務局 書類上、特に支障となるような事項はないと判断した。

尾又委員 契約する上で、法律的に問題ない場合でも、契約によっては所有者の方に極端に不利な条項が盛り込まれていると著しく社会的に反するということになる。かなりギリギリな線といった場合では、最終的には貸し付けたほうが不利益となる可能性があるが、その点のチェックまではやりようがなく、それはあくまで当事者同士で納得する、周りで口出す話ではないということか。

事務局 開設に当たって金額云々については、ビニールハウスの大きさ等々、資材の個数によって開設の準備資金は変わるケースはあるとは思いますが、民民同士のお話なので、こちらの方で「この金額は高すぎるとか」そういった観点でのチェックはできないと考える。地権者は金額等についても納得した上で、最大3年間という契約を結んでおり、1年後・2年後に開設者が撤退してしまっただけで損失を被るといったことも考慮したうえで、それでもいいからやりたいというご意向は確認している。また、契約書の中身についてはJAの資産管理課にも相談し、最終的には地権者が判断して契約を結んでいるという状況である。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。

議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第2号1番から4番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を真藤委員、2番を池谷委員、3番を田倉委員、4番を金谷委員に現地調査報告を求めた。

事務局 1番について、鉄塔用地のため一部確定をしている箇所があり、2番について、当該農地内にコンクリート敷きの通路があり、納税猶予地から除かれている。

真藤委員 議案第2号1番について、3月10日に、田中会長、池谷委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ブルーベリー、カキ、イチジク等の果樹類が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

池谷委員 議案第2号2番について、3月10日に、田中会長、真藤委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地ではハナミズキ、モッコク、モミジ等の植木類が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

田倉委員 議案第2号3番について、3月10日に、尾又委員、金谷委員、私と

事務局で現地調査を行った。当該農地ではウメ，ソヨゴ，ヒメシヤラ等の植木類が栽培されており，すべて適切に肥培管理されていた。

金谷委員 議案第2号4番について，3月10日に，尾又委員，田倉委員，私と事務局で現地調査を行った。当該農地では，ダイコン，キャベツ等の野菜類が栽培されており，その他は作付け準備中ですべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果，各委員の確認することに異議がないので，議案第2号1番から4番について全員一致で承認とする。

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議長は，議案第3号1番を議題とすることを告げ，事務局説明後，1番を池谷委員に現地調査報告を求めた。

池谷委員 議案第3号1番について，3月10日に，田中会長，真藤委員，私と事務局で現地調査を行った。当該農地は，作付け準備中ですべて適切に肥培管理されていた。また，相続の発生前までは野菜類が栽培されていた。

議長 本議案について審議の結果，各委員の確認することに異議がないので，議案第3号1番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 協議事項

協議第1号 令和2年度国分寺市農業委員会活動計画について

議長は，協議第1号を議題とすることを告げ，事務局へ説明を求めた。

事務局 令和2年度の農業委員会活動計画について，これまでの活動の継続に加えて，特に3（3）特定生産緑地制度の周知活動をより推進するため，戸別訪問についての記載を追加した。

尾又委員 3（3）特定生産緑地制度の周知活動の推進についての解釈について，農業委員会があくまで手続きの周知を徹底する所までで，指定させる活動をする訳ではないという理解でよろしいか。

議長 そのとおりであり，最終的には指定については所有者の判断になる。この制度を知らなかった方がいらっしやらないよう，周知活動を行いたい。この活動計画は重要な事項のため，もう一度検討いただいて意見等があれば出してもらい，次回総会で決定したいと考える。

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 令和2年度市民農業大学講師の派遣について

事務局 実施場所については，従前から使用している圃場に決定した。また，実施開始日については4月25日（土）からで，開講式は密集を避けるため実施しない。

農業委員会からの講師については，前回総会にて承諾いただいた神山委員，前回総会は欠席につき，その後依頼し承認いただいた関口委員を派遣することに決定した。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号について，事務局より資料を基に4件報告した。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について
報告第3号について、事務局より資料を基に3件報告した。

報告第4号 今後の日程について
報告第4号について、事務局より資料を基に説明した。

○ 日程第7 その他

特定生産緑地制度支部別戸別周知について

議長は、特定生産緑地制度の周知活動について、事務局へ説明を求めた。事務局より、前回指摘のあった「指定を受けない場合の注意点」を資料に加えた旨とその内容について説明した。また、周知方法について確立してもらいたい旨を説明した。

議長 周知方法として各地区担当委員へ名簿を配布し、農業委員会等が主催する特定生産緑地制度に関する説明会に出席していない方への戸別訪問を実施していただきたい。できれば、次回総会までの訪問をお願いしたい。

議長 令和2年第4回農業委員会総会は、4月20日(月)午前9時30分より、国分寺市役所プレハブ第3会議室にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月19日
国分寺市農業委員会
会長 田中 豊

署名委員

署名委員